秋田県金属鉱業研修技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第二十四号

秋田県金属鉱業研修技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県金属鉱業研修技術センター条例施行規則（平成三年秋田県規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第五条関係） 区　分　　使用料の額（一基一時間につき） 略　　略 自動研磨装置　　一、九〇〇円 略　　略	別表（第五条関係） 区　分　　使用料の額（一基一時間につき） 略　　略 研磨機　　一、三一〇円 略　　略

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。